

札幌市環境影響評価条例施行規則（平成12年規則第21号）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条から第5条の2まで（省略）</p> <p>（配慮書等の送付）</p> <p>第5条の3 条例第6条の4の規定による配慮書及び配慮書に係る要約書の送付は、<u>計画段階環境配慮書等送付書（様式1）</u>に配慮書及び配慮書に係る要約書を添付して行うものとする。</p> <p>第5条の4から第5条の8まで（省略）</p> <p>（配慮書説明会の開催の公告等）</p> <p>第5条の9（省略）</p> <p>2 条例第6条の6第2項の規定による通知は、<u>配慮書説明会開催通知書（様式2）</u>により行うものとする。</p> <p>第5条の10から第5条の13まで（省略）</p> <p>（配慮書に係る見解書の送付）</p> <p>第5条の14 条例第6条の8の規定による配慮書に係る見解書の送付は、<u>計画段階環境配慮書に係る見解書送付書（様式3）</u>に配慮書に係る見解書を添付して行うものとする。</p> <p>第5条の15から第5条の18まで（省略）</p>	<p>第1条から第5条の2まで（現行のとおり）</p> <p>（配慮書等の送付）</p> <p>第5条の3 条例第6条の4の規定による配慮書及び配慮書に係る要約書の送付は、<u>環境影響評価関係図書送付書（様式1）</u>に配慮書及び配慮書に係る要約書を添付して行うものとする。</p> <p>第5条の4から第5条の8まで（現行のとおり）</p> <p>（配慮書説明会の開催の公告等）</p> <p>第5条の9（現行のとおり）</p> <p>2 条例第6条の6第2項の規定による通知は、<u>説明会開催通知書（様式2）</u>により行うものとする。</p> <p>第5条の10から第5条の13まで（現行のとおり）</p> <p>（配慮書に係る見解書の送付）</p> <p>第5条の14 条例第6条の8の規定による配慮書に係る見解書の送付は、<u>見解書送付書（様式3）</u>に配慮書に係る見解書を添付して行うものとする。</p> <p>第5条の15から第5条の18まで（現行のとおり）</p>	<p></p> <p>規定整備（様式変更）</p> <p></p> <p>規定整備（様式変更）</p> <p></p> <p>規定整備（様式変更）</p>

<p>(配慮書の案についての手続)</p> <p>第5条の19 条例第6条の11第2項の規定による配慮書の案の送付は、<u>配慮書の案送付書(様式4)</u>に配慮書の案を添付して行うものとする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(配慮書の案についての手続)</p> <p>第5条の19 条例第6条の11第2項の規定による配慮書の案の送付は、<u>環境影響評価関係図書送付書(様式1)</u>に配慮書の案を添付して行うものとする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>規定整備(様式変更)</p>
<p>(第一種事業の廃止等の届出)</p> <p>第5条の20 条例第6条の12第1項の規定による届出は、<u>第一種事業廃止等届(様式5)</u>により行うものとする。</p>	<p>(第一種事業の廃止等の届出)</p> <p>第5条の20 条例第6条の12第1項の規定による届出は、<u>対象事業廃止(移行・引継)届(様式4)</u>により行うものとする。</p>	<p>規定整備(様式変更)</p>
<p>(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)</p> <p>第5条の21 条例第6条の13第1項の規定による通知は、<u>第二種事業に係る計画段階環境配慮実施通知書(様式6)</u>により行うものとする。</p>	<p>(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)</p> <p>第5条の21 条例第6条の13第1項の規定による通知は、<u>第二種事業に係る計画段階環境配慮(環境影響評価)実施通知書(様式5)</u>により行うものとする。</p>	<p>規定整備(様式変更)</p>
<p>(特定地域における第二種事業の届出)</p> <p>第6条 条例第7条第1項の規定による届出は、第二種事業概要等届(<u>様式7</u>)により行うものとする。</p>	<p>(特定地域における第二種事業の届出)</p> <p>第6条 条例第7条第1項の規定による届出は、第二種事業概要等届(<u>様式6</u>)により行うものとする。</p>	<p>規定整備(様式番号の変更)</p>
<p>第7条 (省略)</p>	<p>第7条 (現行のとおり)</p>	
<p>(第二種事業に係る環境影響評価)</p> <p>第7条の2 条例第7条第5項の規定による通知は、<u>第二種事業に係る環境影響評価実施通知書(様式8)</u>により行うものとする。</p>	<p>(第二種事業に係る環境影響評価)</p> <p>第7条の2 条例第7条第5項の規定による通知は、<u>第二種事業に係る計画段階環境配慮(環境影響評価)実施通知書(様式5)</u>により行うものとする。</p>	<p>規定整備(様式変更)</p>

第7条の3 (省略)

(方法書の送付)

第8条 条例第9条の規定による方法書及び方法書に係る要約書の送付は、環境影響評価方法書等送付書(様式9)に方法書及び方法書に係る要約書を添付して行うものとする。

第9条から第11条まで (省略)

(方法書説明会の開催の公告等)

第11条の2 (省略)

2 条例第10条の2第2項において準用する条例第6条の6第2項の規定による方法書説明会の開催に係る通知は、方法書説明会開催通知書(様式10)により行うものとする。

第11条の3から第12条まで (省略)

(方法書に係る見解書の送付)

第13条 条例第12条の規定による方法書に係る見解書の送付は、環境影響評価方法書に係る見解書送付書(様式11)に方法書に係る見解書を添付して行うものとする。

第14条から第17条まで (省略)

(準備書の送付)

第7条の3 (現行のとおり)

(方法書の送付)

第8条 条例第9条の規定による方法書及び方法書に係る要約書の送付は、環境影響評価関係図書送付書(様式1)に方法書及び方法書に係る要約書を添付して行うものとする。

第9条から第11条まで (現行のとおり)

(方法書説明会の開催の公告等)

第11条の2 (現行のとおり)

2 条例第10条の2第2項において準用する条例第6条の6第2項の規定による方法書説明会の開催に係る通知は、説明会開催通知書(様式2)により行うものとする。

第11条の3から第12条まで (現行のとおり)

(方法書に係る見解書の送付)

第13条 条例第12条の規定による方法書に係る見解書の送付は、見解書送付書(様式3)に方法書に係る見解書を添付して行うものとする。

第14条から第17条まで (現行のとおり)

(準備書の送付)

規定整備(様式変更)

規定整備(様式変更)

規定整備(様式変更)

第 18 条 条例第 18 条の規定による準備書及び準備書に係る要約書の送付は、環境影響評価準備書等送付書（様式 12）に準備書及び準備書に係る要約書を添付して行うものとする。

第 19 条から第 21 条まで （省略）

（準備書説明会の開催の公告等）

第 22 条 （省略）

2 条例第 20 条第 2 項において準用する条例第 6 条の 6 第 2 項の規定による準備書説明会に係る通知は、準備書説明会開催通知書（様式 13）により行うものとする。

第 23 条から第 26 条まで （省略）

（準備書に係る見解書の送付）

第 27 条 条例第 22 条の規定による準備書に係る見解書の送付は、環境影響評価準備書に係る見解書送付書（様式 14）に準備書に係る見解書を添付して行うものとする。

第 28 条から第 34 条まで （省略）

（評価書の送付）

第 35 条 条例第 27 条の規定による評価書及び評価書に係る要約書の送付は、環境影響評価書等送付書（様式 15）に評価書及び評価書に係る要約書を添付して行うものとする。

第 18 条 条例第 18 条の規定による準備書及び準備書に係る要約書の送付は、環境影響評価関係図書送付書（様式 1）に準備書及び準備書に係る要約書を添付して行うものとする。

第 19 条から第 21 条まで （現行のとおり）

（準備書説明会の開催の公告等）

第 22 条 （現行のとおり）

2 条例第 20 条第 2 項において準用する条例第 6 条の 6 第 2 項の規定による準備書説明会に係る通知は、説明会開催通知書（様式 2）により行うものとする。

第 23 条から第 26 条まで （現行のとおり）

（準備書に係る見解書の送付）

第 27 条 条例第 22 条の規定による準備書に係る見解書の送付は、見解書送付書（様式 3）に準備書に係る見解書を添付して行うものとする。

第 28 条から第 34 条まで （現行のとおり）

（評価書の送付）

第 35 条 条例第 27 条の規定による評価書及び評価書に係る要約書の送付は、環境影響評価関係図書送付書（様式 1）に評価書及び評価書に係る要約書を添付して行うものとする。

規定整備（様式変更）

規定整備（様式変更）

規定整備（様式変更）

規定整備（様式変更）

第 36 条から第 38 条まで (省略)

(対象事業の廃止等の場合の届出)

第 39 条 条例第 31 条第 1 項 (条例第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、対象事業廃止等届 (様式 16) により行うものとする。

第 40 条 (省略)

(評価書についての公告後の廃止等の場合の届出)

第 41 条 条例第 32 条第 4 項 (条例第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、公告後対象事業廃止等届 (様式 17) により行うものとする。

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の届出)

第 42 条 条例第 33 条第 2 項の規定による届出は、環境影響評価再実施届 (様式 18) により行うものとする。

第 43 条 (省略)

(工事着手前の届出等)

第 44 条 (省略)

2 条例第 34 条第 1 項の規定による届出は、対象事業工事着手前届 (様式 19) により行うものとする。

3 (省略)

第 36 条から第 38 条まで (現行のとおり)

(対象事業の廃止等の場合の届出)

第 39 条 条例第 31 条第 1 項 (条例第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、対象事業廃止 (移行・引継) 届 (様式 4) により行うものとする。

第 40 条 (現行のとおり)

(評価書についての公告後の廃止等の場合の届出)

第 41 条 条例第 32 条第 4 項 (条例第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、対象事業廃止 (移行・引継) 届 (様式 4) により行うものとする。

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の届出)

第 42 条 条例第 33 条第 2 項の規定による届出は、環境影響評価再実施届 (様式 7) により行うものとする。

第 43 条 (現行のとおり)

(工事着手前の届出等)

第 44 条 (現行のとおり)

2 条例第 34 条第 1 項の規定による届出は、対象事業工事着手前 (着手・完了) 届 (様式 8) により行うものとする。

3 (現行のとおり)

規定整備 (様式変更)

規定整備 (様式変更)

規定整備 (様式番号の変更)

規定整備 (様式変更)

<p>(対象事業の工事の着手の届出及び完了の届出)</p> <p>第 45 条 条例第 37 条第 1 項の規定による届出は、<u>対象事業工事着手届 (様式 20)</u> により行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第 38 条第 1 項の規定による届出は、対象事業完了届 (様式 21) により行うものとする。</u></p>	<p>(対象事業の工事の着手の届出及び完了の届出)</p> <p>第 45 条 条例第 37 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による届出は、<u>対象事業工事着手前 (着手・完了) 届 (様式 8)</u> により行うものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>規定整備 (様式変更)</p>
<p>(事後調査報告書の送付)</p> <p>第 46 条 条例第 39 条第 1 項の規定による事後調査報告書の送付は、<u>事後調査報告書送付書 (様式 22)</u> に事後調査報告書を添付して行うものとする。</p>	<p>(事後調査報告書の送付)</p> <p>第 46 条 条例第 39 条第 1 項の規定による事後調査報告書の送付は、<u>環境影響評価関係図書送付書 (様式 1)</u> に事後調査報告書を添付して行うものとする。</p>	<p>規定整備 (様式変更)</p>
<p>第 47 条から第 50 条まで (省略)</p>	<p>第 47 条から第 50 条まで (現行のとおり)</p>	
<p>(事後調査報告書に係る見解書の送付)</p> <p>第 50 条の 2 条例第 41 条の 2 の規定による事後調査報告書に係る見解書の送付は、<u>事後調査報告書に係る見解書送付書 (様式 23)</u> に事後調査報告書に係る見解書を添付して行うものとする。</p>	<p>(事後調査報告書に係る見解書の送付)</p> <p>第 50 条の 2 条例第 41 条の 2 の規定による事後調査報告書に係る見解書の送付は、<u>見解書送付書 (様式 3)</u> に事後調査報告書に係る見解書を添付して行うものとする。</p>	<p>規定整備 (様式変更)</p>
<p>第 50 条の 3 から第 50 条の 6 まで (省略)</p>	<p>第 50 条の 3 から第 50 条の 6 まで (現行のとおり)</p>	
<p>(実態調査等)</p> <p>第 51 条 (省略)</p> <p>2 条例第 42 条第 3 項 (条例第 48 条第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証</p>	<p>(実態調査等)</p> <p>第 51 条 (現行のとおり)</p> <p>2 条例第 42 条第 3 項 (条例第 48 条第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証</p>	<p>規定整備 (様式番号の変更)</p>

明書（様式24）とする。

第52条から第57条まで（省略）

別表1（第3条及び第4条関係）

番号	事業の種類	事業内容の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件
1 ～ 4	(省略)			
5	条例第2条第2項第5号に掲げる事業の種類	ア～ク（省略）		
		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

明書（様式9）とする。

第52条から第57条まで（現行のとおり）

別表1（第3条及び第4条関係）

番号	事業の種類	事業内容の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件
1 ～ 4	(現行のとおり)			
5	条例第2条第2項第5号に掲げる事業の種類	ア～ク（現行のとおり）		
		<u>ケ 太陽電池発電所の設置の工事の事業</u>	<u>出力が20,000キロワット以上である発電所を設けるもの又は施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</u>	<u>施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの（この項のケの第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。）</u>

太陽電池発電所を対象事業に追加

		(新設)	(新設)	(新設)
		ケ 風力発電所の設置の工事の事業	出力が 1,500 キロワット以上である発電所を設けるもの	
		コ 風力発電所の変更の工事の事業	出力が 1,500 キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	
6 { 8	(省略)			
9	条例第2条第2項第9号に掲げる事	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物(以下単に「建築物」という。)	建築物の延べ面積(建築物の各階の床面積の合計で、自動車庫その他、)	建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積が4万

		コ 太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が 20,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの又は変更に係る施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの	変更に係る施行区域の面積が 20 ヘクタール以上であるもの(この項のこの第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
		サ 風力発電所の設置の工事の事業	出力が 1,500 キロワット以上である発電所を設けるもの	
		シ 風力発電所の変更の工事の事業	出力が 1,500 キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	
6 { 8	(現行のとおり)			
9	条例第2条第2項第9号に掲げる事	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号	延べ面積が4万平方メートル以上で、かつ、建築物の高さが

規定整備

	業の種類	建築物」という。)の新築の事業(4の項から8の項までの事業内容の要件の欄に掲げる要件に該当する事業を除く。)	他の専ら自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分を含むものをいう。)が10万平方メートル以上で、かつ、建築物の高さ(地盤面からの高さで、棟飾、防火壁の屋上突出物を算入しないものをいう。)が100メートル以上であるもの	平方メートル以上で、かつ、同項第6号に掲げる建築物の高さが40メートル以上であるもの(この項の第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件を除く。)
10 ↳ 19	(省略)			

	業の種類	下单に「建築物」という。)の新築の事業(4の項から8の項までの事業内容の要件の欄に掲げる要件に該当する事業を除く。)	に掲げる延べ面積(以下単に「延べ面積」という。)が10万平方メートル以上で、かつ、同項第6号に掲げる建築物の高さ(以下単に「建築物の高さ」という。)が100メートル以上であるもの	40メートル以上であるもの(この項の第一種事業の規模要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
10 ↳ 19	(現行のとおり)			

別表 2 (第 34 条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
別表 1 の 1 の項のア又はイに該当する対象事業～別表 1 の 5 の項のオ又はカに該当する対象事業	(省略)	
別表 1 の 5 の項のキからコまでに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 対象事業が実施されるべき区域の位置	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業が実施されるべき区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

別表 2 (第 34 条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
別表 1 の 1 の項のア又はイに該当する対象事業～別表 1 の 5 の項のオ又はカに該当する対象事業	(現行のとおり)	
別表 1 の 5 の項のキ、ク、サ又はシに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 対象事業が実施されるべき区域の位置	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業が実施されるべき区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。
別表 1 の 5 の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 対象事業が実施されるべき区域の位置	発電所若しくは発電設備の出力が 10 パーセント以上増加せず、又は増加後の出力が 20,000 キロワット以上とならないこと。 次のいずれにも該当すること。 (1) 新たに対象事業が実施され

太陽電池発電所に係る軽微な修正について規定する。

(以下省略)		

		<p>るべき区域となる部分の面積が修正前の対象事業が実施されるべき区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール未満であること。</p> <p>(2) 修正前の対象事業が実施されるべき区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。</p>
(以下現行のとおり)		

別表 3 (第 40 条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
別表 1 の 1 の項のア又はイに該当する対象事業～別表 1 の 5 の項のキ又はクに該当する対象事業	(省略)	
(新設)	(新設)	(新設)

別表 3 (第 40 条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
別表 1 の 1 の項のア又はイに該当する対象事業～別表 1 の 5 の項のキ又はクに該当する対象事業	(現行のとおり)	
別表 1 の 5 の項のケ又はコ	発電所又は発電設備の出力	発電所若しくは発電設備の出力が 10 パーセント以上増加せず、

太陽電池発電所に係る軽微な変更について規定する。

	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
別表 1 の 5 の 項のケ又はコ に該当する対 象事業	発電所又は発電設備の 出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業が実施される べき区域の位置	変更前の対象事業が実施される べき区域から 300 メートル以上 離れた区域が新たに対象事業が 実施されるべき区域とならない こと。
	発電設備の位置	発電設備が 100 メートル以上移 動しないこと。

に該当する対 象事業		又は増加後の出力が 20,000 キロ ワット以上とならないこと。
	対象事業が実施され るべき区域の位置	次のいずれにも該当すること。 (1) 新たに対象事業が実施され るべき区域となる部分の面積 が変更前の対象事業が実施さ れるべき区域の面積の 10 パー セント未満であり、かつ、20 ヘ クタール未満であること。 (2) 変更前の対象事業が実施さ れるべき区域から 300 メート ル以上離れた区域が新たに対 象事業が実施されるべき区域 とならないこと。
別表 1 の 5 の 項のサ又はシ に該当する対 象事業	発電所又は発電設備 の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業が実施され るべき区域の位置	変更前の対象事業が実施される べき区域から 300 メートル以上 離れた区域が新たに対象事業が 実施されるべき区域とならない こと。
	発電設備の位置	発電設備が 100 メートル以上移 動しないこと。

(以下省略)

(以下現行のとおり)

様式 1

計画段階環境配慮書等送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の4の規定により、別添のとおり計画段階環境配慮書及び配慮書に係る要約書を送付します。

第一種事業の名称	
第一種事業の種類	
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 1

環境影響評価関係図書送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の4 (第6条の11第2項・第9条・第18条・第27条・第39条第1項)の規定により、別添のとおり環境影響評価関係図書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
送付する環境影響評価関係図書	<input type="checkbox"/> 計画段階環境配慮書及び同書に係る要約書 <input type="checkbox"/> 配慮書の案 <input type="checkbox"/> 環境影響評価方法書及び同書に係る要約書 <input type="checkbox"/> 環境影響評価準備書及び同書に係る要約書 <input type="checkbox"/> 環境影響評価書及び同書に係る要約書 <input type="checkbox"/> 事後調査報告書
連絡先	(電話番号 )

注 該当する□にレを記入してください。

備考 送付をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

規定整備 (様式変更)

様式 2

配慮書説明会開催通知書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
事業者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の6第2項の規定により、配慮書説明会の開催について次のとおり通知します。

第一種事業の名称	
第一種事業の種類及び規模	
第一種事業が実施されるべき区域	
開催日時	
配慮書説明会の開催場所及び定員	(定員 人)
問合せ先その他 <u>配慮書説明会</u> の開催に関して必要な事項	

備考 通知をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 2

説明会開催通知書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
事業者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の6第2項(第10条の2第2項又は第20条第2項において準用する場合を含む。)\_の規定により、説明会の開催について次のとおり通知します。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
対象事業が実施されるべき区域	
開催日時	
説明会の開催場所及び定員	(定員 人)
問合せ先その他 <u>説明会</u> の開催に関して必要な事項	

備考 通知をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

規定整備(様式変更)

様式 3

計画段階環境配慮書に係る見解書送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
事業者  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の8の規定により、別添のとおり計画段階環境配慮書に係る見解書を送付します。

配慮書の名称	
第一種事業の種類	
提出を受けた意見書の数及びその概要	通
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者であるときその他この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 3

見解書送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
事業者  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の8 (第12条・第22条・第41条の2) の規定により、別添のとおり見解書を送付します。

見解書に係る環境影響評価関係図書の名称	
対象事業の種類	
提出を受けた意見書の数及びその概要	通
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者であるときその他この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

規定整備(様式変更)

様式 4

配慮書の案送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
事業者  
氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の11第2項の規定により、別添のとおり  
配慮書の案を送付します。

第一種事業の名称	
第一種事業の種類	
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者である  
ときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いること  
ができる。

様式 4

対象事業廃止(移行・引継)届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
事業者  
氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の12第1項(第31条第1項)に該当する  
こととなったので、同条例6条の12第1項(第32条第4項)の規定により、  
次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
条例第28条の規定による公告の日 (条例第32条第4項の規定により 廃止する場合に限る。)	年 月 日
条例第6条の12第1項(第31条第 1項)に該当することとなった理 由	<input type="checkbox"/> 事業を実施しないこととした。 <input type="checkbox"/> 修正後の事業が対象事業とならなくなった。 <input type="checkbox"/> 環境影響評価法第4条第3項第1号による措置が採られた。 <input type="checkbox"/> 対象事業の実施を他の者に引き継いだ。 (上記の理由 )
引継ぎにより新たに事業者となっ た者の住所及び氏名 (条例第6条の12第1項第4号又 は第31条第1項第3号に該当する 場合に限る。)	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名 称、代表者の氏名)

注 該当する□にレを記入してください。  
備考 届出をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者である  
ときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いること  
ができる。

規定整備(様式変更)

様式5

第一種事業廃止等届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の12第1項第 号に該当することとなつたので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

第一種事業の名称	
第一種事業の種類及び規模	
条例第6条の12第1項第 号に該当することとなった理由	
引継ぎにより新たに事業者となつた者の氏名及び住所 (条例第6条の12第1項第4号に該当する場合に限る。)	氏名 住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

備考 届出をする者が第二種事業を実施しようとする者又は都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

削る。

規定整備(様式削除)

様式6

第二種事業に係る計画段階環境配慮実施通知書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
事業者  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の13第1項の規定により、次のとおり通知  
します。

第二種事業の名称	
第二種事業の種類 及び規模	
連絡先	(電話番号 )

備考 通知をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難しいとき  
は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式7 (省略)

様式5

第二種事業に係る計画段階環境配慮(環境影響評価)実施通知書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所  
事業者  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

札幌市環境影響評価条例第6条の13第1項(第7条第5項)の規定により、  
次のとおり通知します。

第二種事業の名称	
第二種事業の種類 及び規模	
通知に係る事項	<input type="checkbox"/> 計画段階環境配慮 <input type="checkbox"/> 環境影響評価
連絡先	(電話番号 )

注 該当する□にレを記入してください。

備考 通知をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難しいとき  
は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式6 (現行のとおり)

規定整備(様式変更)

様式 8

第二種事業に係る環境影響評価実施通知書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 7 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

第二種事業の名称	
第二種事業の種類及び規模	
連絡先	(電話番号 )

備考 通知をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 8 削る。

規定整備(様式削除)

様式9

環境影響評価方法書等送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

札幌市環境影響評価条例第9条の規定により、別添のとおり環境影響  
評価方法書等を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式9 削る。

規定整備(様式削除)

様式 10

方法書説明会開催通知書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 10 条の 2 第 2 項において準用する同条例第 6 条の 6 第 2 項の規定により、方法書説明会の開催について次のとおり通知します。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
対象事業が実施されるべき区域	
開催日時	
方法書説明会の開催場所及び定員	(定員 人)
問合せ先その他方法書説明会の開催 に関して必要な事項	

備考 通知をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 10 削る。

規定整備(様式削除)

様式 11

環境影響評価方法書に係る見解書送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 12 条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書に係る見解書を送付いたします。

方法書の名称	
対象事業の種類	
提出を受けた意見書の数及びその概要	通
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 11 削る。

規定整備(様式削除)

様式 12

環境影響評価準備書等送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 18 条の規定により、別添のとおり環境影響  
評価準備書及び準備書に係る要約書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難いと  
きは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 12 削る。

規定整備(様式削除)

様式 13

準備書説明会開催通知書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 20 条第 2 項において準用する同条例第 6 条の  
6 の規定により、準備書説明会の開催について次のとおり通知します。

対象事業の名称	
対象事業の種類 及び規模	
対象事業が実施 されるべき区域	
開 催 日 時	
準備書説明会の 開催場所及び定員	(定員 人)
問合せ先その他 準備書説明会の 開催に関して必 要な事項	

備考 通知をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 13 削る。

規定整備(様式削除)

様式 14

環境影響評価準備書に係る見解書送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 22 条の規定により、別添のとおり環境影響評価準備書に係る見解書を送付いたします。

環境影響評価準備書の名称	
対象事業の種類	
提出を受けた意見書の数及びその概要	通
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 14 削る。

規定整備(様式削除)

様式 15

環境影響評価書等送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 27 条の規定により、別添のとおり環境影響  
評価書及び評価書に係る要約書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 15 削る。

規定整備(様式削除)

様式 16

対象事業廃止等届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 31 条の第 1 項第 号に該当することとなつたの  
で、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
条例第31条第1項第 号に該当する こととなつた理由	
引継ぎにより新たに事業者となつた 者の氏名及び住所（条例第31条第1 項第3号に該当する場合に限る。）	氏名 住所 （法人にあつては、その名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地）

備考 届出をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難いとき  
は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 16 削る。

規定整備（様式削除）

様式 17

公告後対象事業廃止等届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 31 条の第 1 項第 号に該当することとなつた  
ので、同条例第 32 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
条例第28条の規定による公告の日	年 月 日
条例第31条第1項第 号に該当する こととなつた理由	
引継ぎにより新たに事業者となつた 者の氏名及び住所（条例第31条第1 項第3号に該当する場合に限る。）	氏名 住所 （法人にあつては、その名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地）

備考 届出をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 17 削る。

規定整備（様式削除）

様式 18 (省略)

様式 19

対象事業工事着手前届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

対象事業の工事に着手することとしたので、札幌市環境影響評価条例第 34 条第 1 項の規定により、届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
関係地域の範囲	
対象事業の工事に着手しようとする年月日	年 月 日
条例第 28 条の規定による公告の日	年 月 日
連絡先	(電話番号 )

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 7 (現行のとおり)

様式 8

対象事業工事着手前 (工事着手・完了) 届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

対象事業の工事に着手することとした (対象事業の工事に着手した・対象事業を完了した) ので、札幌市環境影響評価条例第 34 条第 1 項 (第 37 条第 1 項・第 38 条第 1 項) の規定により、届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
関係地域の範囲	
対象事業の工事に着手しようとする年月日 (条例第 34 条第 1 項の規定による届出の場合に限る。)	年 月 日
対象事業の工事に着手した年月日及び完了予定年月日 (条例第 37 条第 1 項の規定による届出の場合に限る。)	着手年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
対象事業の工事に着手した年月日及び完了年月日 (条例第 38 条第 1 項の規定による届出の場合に限る。)	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
条例第 28 条の規定による公告の日	年 月 日
連絡先	(電話番号 )

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

規定整備 (様式変更)

様式 20

対象事業工事着手届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

対象事業の工事に着手したので、札幌市環境影響評価条例第 37 条第 1 項の  
規定により、届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
関係地域の範囲	
対象事業の工事に着手した 年月日及び完了予定年月日	着手年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
条例第 28 条の規定による 公告が行われた年月日	年 月 日
連絡先	(電話番号 )

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 20 削る。

規定整備(様式削除)

様式 21

対象事業完了届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

対象事業を完了したので、札幌市環境影響評価条例第 38 条第 1 項の規定により、届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
関係地域の範囲	
対象事業の工事に着手した年月日及び完了した年月日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
条例第 28 条の規定による公告が行われた年月日	年 月 日
連絡先	(電話番号 )

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 21 削る。

規定整備(様式削除)

様式 22

事業調査報告書送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 39 条第 1 項の規定により、別添のとおり  
事後調査報告書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
連絡先	(電話番号 )

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 22 削る。

規定整備(様式削除)

様式 23

事後調査報告書に係る見解書送付書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

事業者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

札幌市環境影響評価条例第 41 条の 2 の規定により、別添のとおり事後調査報告書に係る見解書を送付いたします。

事後調査報告書の名称	
対象事業の種類	
提出を受けた意見書の数及びその概要	通
連絡先	(電話番号 )

備考 送付をする者が都市計画決定権者であるときその他この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 24 (省略)

様式 23 削る。

規定整備(様式削除)

様式 9 (現行のとおり)

## 【附 則】

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の札幌市環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表1の5の項条例第2条第2項第5号に掲げる事業の種類の日ケの節又はコの節に該当する事業（以下「新規対象事業」という。）のうち次に掲げるものについては、札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号。以下「条例」という。）第2章から第12章までの規定は、適用しない。ただし、新規対象事業のうち第2号又は第3号に掲げる事業であって、施行日から起算して5年を経過する日以後に工事に着手されるものは、この限りでない。

(1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手された事業

(2) 施行日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出がなされた事業

(3) 施行日前に北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」という。）の規定による環境影響評価その他の手続（以下「道条例手続」という。）を開始した事業（施行日前に道条例第4条第1項の届出がされたものであって同条第3項の規定により道条例手続が行われる必要がない旨の通知がされたもの及び道条例第31条第1項第2号に該当し、同条第2項の規定によりその旨が告示されたものにあつては、施行日から起算して1年を経過する日までに工事に着手されるもの又は同日までに前号の届出がなされるものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手される事業

3 前項に規定する事業にあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは次に掲げる変更のみをして実施されるものに限る。同項の規定を適用する。

(1) 改正後の規則別表3の左欄に掲げる対象事業（別表1の5の項のケ又はコに該当する対象事業に限る。次号において同じ。）に係る同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの

(2) 改正後の規則別表3の左欄に掲げる対象事業に係る同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）

4 前2項の規定にかかわらず、附則第2項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業（前項の規定により附則第2項の規定の適用を受ける事業を含む。）を実施しようとする者は、当該新規対象事業について、条例第2章から第12章までの規定による計画段階環境配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。